

## 契 約 書 (案)

公益財団法人 神奈川県公園協会 理事長 平野浩一（以下「甲」という。）と  
（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

### (契約の内容)

第1条 この契約の内容は次とおりとする。

- (1) 契約の目的 パーソナルコンピュータ（以下「物品」という。）の供給業務及び甲が別途選定する賃貸借契約締結業者に販売する物件の確保
- (2) 物品の内容 品名、規格、数量 別紙仕様書のとおり
- (3) 売買代金 金 , , 円  
課税事業者(取引に係る消費税及び地方消費税額 , 円)  
「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもので、売買代金に108分の8を乗じて得た額である。
- (4) 納入期限 2019年6月7日(金)
- (5) 納入場所 公益財団法人神奈川県公園協会指定場所(横浜市内)
- (6) 契約保証金 免除
- (7) 代金支払場所 横浜銀行本店又は支店

### (納入の通知)

第2条 乙は、売渡し物品を納入したときは、直ちに甲に納入した旨を通知するものとする。

### (検査)

- 第3条 甲若しくは甲が指定した職員は、前条の通知を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、これに合格したときは、物品を受領するものとする。
- 2 検査の結果、不良品があるときは、乙は当該物品を遅滞なく引き取り、甲の指定する期日までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
  - 3 物品の検査に必要な費用及び検査のために消耗した物品の損失は、乙の負担とする。

### (代金の支払方法)

第4条 売買代金の支払は、検査が完了し、甲が物品を受領した後、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に行うものとする。

### (履行遅滞)

- 第5条 乙が物品を納入期限までに納入しないときであっても、甲が特に必要と認めた場合には、納入期限の延期を承認することができる。
- 2 前項の規定により納入期限を延期するときには、遅滞料を徴収することができるものとする。この遅滞料は、その期限の翌日から起算して遅滞日数1日につき売買代金に遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とし、売買代金支払の際に売買代金から控除するものとする。
  - 3 天災地変等で甲がやむを得ないと認めるとき又は甲の都合により納入が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。
  - 4 第3条第2項及び第8条第1項に規定する場合において、指定された期間内に乙が良品を納入しな

いとき又は物品の補修をしないときは、前3項の規定を準用する。

5 甲の責めに帰する事由により第4条の支払期限までに代金を支払わない場合は、甲は乙に対して第2項の規定を準用して計算した遅延利息を請求することができるものとする。

#### (権利義務の譲渡)

第6条 乙は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ甲が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

#### (危険負担)

第7条 第2条に規定する納入前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて乙の負担とする。

#### (瑕疵担保責任)

第8条 物品の受領後、甲において損傷等を発見した場合には、当該損傷等が乙の過失による場合、乙は甲の指定する日までにこれを良品と交換又は物品を補修するものとする。

2 前項の場合において、乙が交換又は補修に応ずる期間は、物品受領後3カ月とする。

#### (秘密の保持等)

第9条 乙は、本契約の履行に際し知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

#### (甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、この場合、違約金として売買代金の100分の15に相当する金額を請求することができる。

- (1) 乙が第1条第4号に規定する納入期限又は第3条第2項若しくは第8条第1項の指定期日までに良品を納入しないとき又は物品の補修をしないとき。
- (2) 乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (3) 物品の検査に際して乙若しくはその代理人又はこれらの使用人等が甲又は甲が指定する職員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為（第15条に定める不正行為を除く。）があると甲が認めたとき。

#### (暴力団等排除に係る解除)

第11条 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 乙が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。）第2条第4号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 乙が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 乙が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 乙及び役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を

有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

- 2 前項の規定により、甲が契約を解除した場合においては、乙は、売買代金の10分の1に相当する額を違約金として請求することができ、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第12条 乙は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 乙は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と納入期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 乙は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と納入期限に関する協議を行わなければならない。

(談合その他不正行為による解除)

第13条 この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲は契約を解除することができる。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令)又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき。
  - (2) 乙を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令若しくは同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(乙に対してされたものに限る。))又は同法第66条第4項の規定による審決が確定したとき。
  - (3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(賠償の予約)

第14条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、売買代金の100分の15に相当する額を請求することができ、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、甲が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

第15条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金（以下「賠償金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、賠償金等の額に、賠償金等の額につき甲の指定する期間を経過した日から賠償金等が納付された日までの日数に応じ年3.0パーセントの割合で計算した額（以下「遅延利息」という。）を加えた額を徴収することができるものとする。

2 契約金が未払の場合にあっては、賠償金等及び売買代金支払日までに遅延利息がある場合はその遅延利息を、甲が支払うべき売買代金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額に不足があるときは、その不足額を、甲は別途徴収することができるものとする。

(契約の費用)

第16条 この契約の締結に要する費用は、甲と乙とが均等に負担する。

(訴訟の提起)

第17条 この契約に関する訴訟の提起は、甲の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項)

第18条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲と乙とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

2019年4月 日

甲 横浜市中区扇町三丁目8番地8  
公益財団法人神奈川県公園協会  
理事長 平野浩一

乙